

## 第16号議案

### 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

#### 1 修学資金貸付制度の概要

- (1) 品川区内の介護福祉士の確保を図り、地域福祉の向上に寄与するため、品川介護福祉専門学校に在学する者のうち、卒業後に品川区内の指定福祉施設において介護業務に従事する意思を持つ者を対象に授業料相当（最大140万円）の貸付けを行う。
- (2) 卒業後6ヶ月以内に指定福祉施設に勤務し、3年以上介護業務に従事した場合は返済が全額免除となる。また、2年以上従事したのちに退職した場合は、一部が免除される。それ以外の場合は、全額返済となる。

#### 2 改正の理由

民法改正を受け、法定利率について、昨今の市中金利を大きく上回る状態が続いていることを理由として、年5%から3%に引き下げられるとともに、3年ごとに当該利率を見直す「変動制」が導入された。

今般の市中金利および他貸付金における改正動向等を鑑み、品川介護福祉専門学校修学資金貸付金における延滞金について見直しを行う。

#### 3 改正の内容 ※新旧対照表 資料1のとおり

延滞金の利率

【現在】年5%

【改正後】法定利率

#### 4 施行期日

令和3年4月1日

## 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="230 225 752 255">○品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例</p> <p data-bbox="882 272 1104 347">平成 7 年 3 月 31 日 条例第 13 号</p> <p data-bbox="192 408 297 438">(延滞金)</p> <p data-bbox="145 456 1104 767">第 16 条 区長は、修学生が修学資金を償還すべき日までに償還しなかった場合は、当該償還すべき日の翌日から償還する日までの期間の日数に応じ、償還すべき額（1,000円未満の端数があるときまたはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。）につき<b>法定利率</b>で計算した延滞金（100円未満の端数があるときまたはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。）を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、当該延滞金を免除することができる。</p> <p data-bbox="145 823 1104 898"><u>2 延滞金の計算に係る利率は、最初に延滞が発生した時点における法定利率による。</u></p> <p data-bbox="145 927 1104 1023"><u>3 第 1 項</u>に定める延滞金の年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p data-bbox="192 1037 271 1067">(届出)</p> <p data-bbox="145 1082 1104 1193">第 17 条 修学生が休学し、退学し、または停学の処分を受けたときその他の規則で定める事由が生じた場合は、修学生または連帯保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p data-bbox="192 1254 271 1284">(委任)</p> <p data-bbox="145 1299 927 1329">第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p data-bbox="1211 225 1733 255">○品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例</p> <p data-bbox="1868 272 2089 347">平成 7 年 3 月 31 日 条例第 13 号</p> <p data-bbox="1173 408 1279 438">(延滞金)</p> <p data-bbox="1126 456 2085 767">第 16 条 区長は、修学生が修学資金を償還すべき日までに償還しなかった場合は、当該償還すべき日の翌日から償還する日までの期間の日数に応じ、償還すべき額（1,000円未満の端数があるときまたはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。）につき<b>年 5 パーセントの割合</b>で計算した延滞金（100円未満の端数があるときまたはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。）を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、当該延滞金を免除することができる。</p> <p data-bbox="1126 927 2085 1023"><u>2 前項</u>に定める延滞金の年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p data-bbox="1173 1037 1252 1067">(届出)</p> <p data-bbox="1126 1082 2085 1193">第 17 条 修学生が休学し、退学し、または停学の処分を受けたときその他の規則で定める事由が生じた場合は、修学生または連帯保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p data-bbox="1173 1254 1252 1284">(委任)</p> <p data-bbox="1126 1299 1908 1329">第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

新	旧
<p data-bbox="230 185 315 213">付 則</p> <p data-bbox="176 229 734 258">この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="230 323 315 352"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="176 368 801 397"><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="176 413 1104 563"><u>2 改正後の第16条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受けた品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた修学資金については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1218 185 1303 213">付 則</p> <p data-bbox="1164 229 1722 258">この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p>